

平成29年11月定例会

総務委員会説明資料
(その2)

経営戦略部
監察局
出納局

目 次

I 提出案件

1	その他の議案等	1
(1)	条例案	1

I 提出案件

1 その他の議案等

(1) 条例案

① 職員の給与に関する条例及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例 (人事課)

ア 改正の理由

平成29年10月17日付けの人事委員会勧告に鑑み、本県の一般職の職員の給与について改定を行う等の必要がある。

イ 改正の概要

(ア) 職員の給与に関する条例の一部改正

a 給料表の改定

全ての給料表について、若年層に重点を置きながら全ての号俸において給料月額を引き上げることとする。

b 諸手当の改定

(a) 初任給調整手当について、医療職給料表(一)の適用を受ける医師及び歯科医師に対する支給月額の限度額を41万4千3百円に引き上げることとする。

(b) 勤勉手当について、12月期の支給割合を100分の95(特定幹部職員にあっては、100分の115)に引き上げることとし、また、再任用職員の勤勉手当について、12月期の支給割合を100分の45(特定幹部職員にあっては、100分の55)に引き上げることとする。

(c) 勤勉手当について、6月期の支給割合を100分の90（特定幹部職員にあつては、100分の110）に引き上げ、12月期の支給割合を100分の90（特定幹部職員にあつては、100分の110）に引き下げることとし、また、再任用職員の勤勉手当について、6月期の支給割合を100分の42.5（特定幹部職員にあつては、100分の52.5）に引き上げ、12月期の支給割合を100分の42.5（特定幹部職員にあつては、100分の52.5）に引き下げることとする。

c 勤務一時間当たりの給与額の算出方法を改めることとする。

(イ) 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正

a 給料表の改定

第一号任期付研究員に適用する給料表の一号俸及び二号俸並びに第二号任期付研究員に適用する給料表の給料月額を改定することとする。

b 期末手当の改定

(a) 12月期の支給割合を100分の167.5に引き上げることとする。

(b) 6月期の支給割合を100分の165に引き上げ、12月期の支給割合を100分の165に引き下げることとする。

ウ 施行期日等

(ア) この条例は、公布の日から施行することとする。ただし、イの(ア)のbの(c)及びc並びにイの(イ)のbの(b)については、平成30年4月1日から施行することとする。

(イ) イの(ア)のa及びbの(a)並びに(イ)のaについては平成29年4月1日から、イの(ア)のbの(b)及び(イ)のbの(a)については同年12月1日から適用することとする。

② 知事等の給与に関する条例の一部を改正する条例 (人事課)

ア 改正の理由

本県の財政の健全化について自ら取り組むため、平成30年4月から平成31年3月までの間の知事等の給料月額を減額する必要がある。

イ 改正の概要

給料月額について、平成30年4月から平成31年3月までの間、知事にあつては100分の25を、副知事にあつては100分の10を、常勤の監査委員にあつては100分の5を、企業局長にあつては100分の5を減じた額とすることとする。

ウ 施行期日

この条例は、平成30年4月1日から施行することとする。

